

計画作成年度	令和5年度
計画主体	青森県上北郡東北町

# 東北町鳥獣被害防止計画

令和6年3月8日作成

## <連絡先>

担当部署名 東北町役場農林水産課  
所在地 青森県上北郡東北町字塔ノ沢山1-94  
電話番号 0176-56-3111 (代表)  
0176-56-4384 (直通)  
FAX番号 0175-65-5116  
メールアドレス nourin@town.tohoku.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カモ類、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	青森県上北郡東北町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス	—	—	—
カモ類	水稻	1,452千円	1.1ha
ツキノワグマ	飼料用とうもろこし	34千円	0.1ha
ニホンザル	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
タヌキ	—	—	—
アライグマ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
計		1,486千円	1.2ha

(2) 被害の傾向

①カラス	<p>被害数値としては把握できていないものの、町内全域において、田植え直後の水稻ほ場での苗の踏み荒らしやついで被害、にんにく・ながいもほ場での種子の掘り起しによる欠株被害等が発生していると考えられる。（6月～9月頃）</p> <p>また、酪農地帯である美須々、ガス平、豊瀬地区において、飼料用とうもろこし等の食害が発生している。</p>
②カモ類	<p>町内全域において、収穫直前期の水稻ほ場での食害が発生している。</p> <p>また、被害数値としては把握できていないものの、1月～3月の期間は小川原湖でのシジミの食害も発生していると考えられる。</p>
③ツキノワグマ	<p>畜産地帯である数牛地区において、近年、飼料用とうもろこしの食害が発生している。</p> <p>加えて、人里付近での目撃情報が増加傾向にあることから、今後、人身被害の発生が懸念される。</p>
④ニホンザル	<p>近年、人里を含めた町内での目撃情報が増加傾向にあることから、今後、農作物等への被害が懸念される。</p>

⑤ニホンジカ、イノシシ	近年、近隣市町村で目撃情報が寄せられていることから、今後、町内での被害が懸念される。
⑥タヌキ、アライグマ、ハクビシン	近年、町内で目撃情報が寄せられていることから、今後、農作物への被害が懸念される。

### (3) 被害の軽減目標

現状値（令和5年度）の20%減を目標とする

指標		現状値 (令和5年度12月末時点)	目標値 (令和8年度)
カラス	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	—ha	—ha
カモ類	被害金額	1,452千円	1,161千円
	被害面積	1.1ha	0.88ha
ツキノワグマ	被害金額	34千円	27千円
	被害面積	0.1ha	0.08ha
ニホンザル	被害金額	— 千円	—千円
	被害面積	— ha	— ha
ニホンジカ	被害金額	— 千円	—千円
	被害面積	— ha	— ha
イノシシ	被害金額	— 千円	—千円
	被害面積	— ha	— ha
タヌキ	被害金額	—千円	— 千円
	被害面積	—ha	—ha
アライグマ	被害金額	— 千円	—千円
	被害面積	— ha	— ha
ハクビシン	被害金額	— 千円	—千円
	被害面積	— ha	— ha
合計	被害金額	1,486千円	1,188千円
	被害面積	1.2ha	0.96ha

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	青森県猟友会東北町支部及び中部上北支部上北町猟友会に依頼し、有害鳥獣の捕獲を行っている。	会員の高齢化や減少により、会員1人1人の負担が増大し、迅速な対応が難しくなっていることから、新たな担い手の確保・育成が課題となっている。

	また、町でクマ捕獲用箱わなを所有し、上記猟友会への貸し出しを実施している。	
防護柵の設置等に関する取組	防護柵は設置していない。	出没箇所が広範囲に及んでいることから、防護柵の設置及び設置後の維持管理に要するコスト負担や、見回り人員等の労働力の確保が課題となっている。
生息環境管理その他の取組	人身被害リスクの高いツキノワグマについては、出没箇所を地図化しケーブルテレビ等で周知している。 また、地域の関係機関と連携し有害鳥獣出没時における対応マニュアルを整備し被害防止を図っている。	左記のとおり、出没時における人身被害防止対策は進んでいるが、農作物被害については、被害の報告が一部にとどまっており、正確な被害数値の把握が課題となっている。

#### (5) 今後の取組方針

近年の全国的な有害鳥獣被害の拡大を踏まえ、当町における被害防止体制の強化を図るため、新たに鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、鳥獣被害対策実施隊を編成するとともに、同実施隊による捕獲活動を後押しするため、必要に応じて捕獲用わな等のさらなる整備を促進する。

また、町内の関係機関が連携し、目撃・被害情報の収集・共有に努め、人身被害や農作物被害等の未然防止を図る。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・上北地区については、中部上北支部上北町猟友会、町農林水産課で組織する鳥獣被害対策実施隊を令和5年度中に設置し、地区内の有害鳥獣の捕獲や追払い等を実施する。
- ・東北地区については、従来通り青森県猟友会東北支部へ依頼し、地区内の有害鳥獣の捕獲や追払い等を実施する。
- ・被害が発生した場合には、被害を受けた農林漁業者等から被害内容の詳細や、鳥獣の種類、出没時期等の情報を正確に聴取し、効果的な被害防止対策を実施する。その際、関係機関と連携し、地域住民や周辺施設への周知を徹底するなど十分な安全対策を図る。
- ・ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲に関しては、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者によるライフル銃を使用した捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カラス カモ類 ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ ハクビシン	鳥獣被害対策実施隊の設置を機に、鳥獣を捕獲する新たな担い手の確保を促進するとともに猟友会とともに当該担い手の育成を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、計画的な捕獲を実施していく。</p> <p>①カラス 令和2年度から令和4年度の捕獲実績平均は61羽/年となっており、農作物被害の報告は無いが、依然として町内管轄農協等から農作物被害発生防止目的での駆除申請が提出されていることから、予察を含め、より積極的な捕獲を行う。</p> <p>②カモ類 令和2年度から令和4年度の捕獲実績平均は140羽/年となっているが、被害が増加傾向にあることから、予察を含め、より積極的な捕獲を行う。</p> <p>③ツキノワグマ 近年捕獲の実績はなく、捕獲の対象は、人身や農林業等への加害個体または加害が懸念される個体とし、被害の発生及び拡大を防ぐため必要最小限とする。</p> <p>④ニホンザル 近年捕獲の実績はなく、捕獲の対象は、人身や農林業等への加害個体または加害が懸念される個体とし、被害の発生及び拡大を防ぐため必要最小限とする。</p> <p>⑤ニホンジカ、イノシシ これまで捕獲実績はないが、農林業への被害が発生しないよう目撃情報が寄せられた場合には、地域への定着を防ぐために予察を含め可能な限り捕獲を行う。</p> <p>⑥タヌキ、アライグマ、ハクビシン これまでタヌキを除き捕獲実績はないが、農作物等への被害が発生しないよう目撃情報が寄せられた場合には、予察を含め可能な限り捕獲を行う。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス	100羽	150羽	200羽
カモ類	150羽	200羽	250羽
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
タヌキ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣：カラス  捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）  実施期間：通年（ただし、狩猟期間及びその前後15日間を除く）</p> <p>対象鳥獣：カモ類  捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）  実施期間：5月～3月</p> <p>対象鳥獣：ツキノワグマ  捕獲手段：箱わな、銃器  実施期間：通年（ただし、狩猟期間及びその前後15日間を除く）</p> <p>対象鳥獣：ニホンザル  捕獲手段：わな、銃器（ライフル銃を除く）  実施期間：通年（ただし、狩猟期間及びその前後15日間を除く）</p> <p>対象鳥獣：ニホンジカ、イノシシ  捕獲手段：わな、銃器  実施期間：通年（ただし、狩猟期間及びその前後15日間を除く）</p> <p>対象鳥獣：タヌキ、アライグマ、ハクビシン  捕獲手段：わな  実施期間：通年（ただし、狩猟期間及びその前後15日間を除く）</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、この方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東北町	なし（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	なし		

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	なし		

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カラス カモ類 ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ タヌキ アライグマ ハクビシン	農作物等の被害報告が一部にとどまっており、正確な被害数値の把握が課題となっているため、町内管轄農協及び漁協と連携し農業者及び漁業者へ被害報告の徹底を呼び掛けるとともに、町としても町内回覧文書等を活用して被害報告の必要性を周知する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関等の名称	役割
東北町農林水産課	被害状況の把握、関係機関との円滑な連絡調整、現地の巡回及び周辺町民への注意喚起、猟友会への捕獲依頼
〃 総務課	防災無線による町民への注意喚起
〃 学務課	町内学校施設への注意喚起、学校及びスクールバス運行ルートの巡回





8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品等としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。  
また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

該当無し

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

構成機関等の名称	役 割
東北町農林水産課	被害状況の把握、関係機関との円滑な連絡調整、現地の巡回及び周辺町民への注意喚起、猟友会への捕獲依頼、協議会の運営
〃 総務課	防災無線による町民への注意喚起
〃 学務課	町内学校施設への注意喚起、学校及びスクールバス運行ルートの巡回
〃 福祉課	町内保育施設への注意喚起
〃 商工観光課	町内観光施設への注意喚起
〃 社会教育スポーツ課	町内体育施設等への注意喚起
七戸警察署	現地の巡回及び周辺町民への注意喚起、銃器等の取り扱いの指導、助言
上北地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室、林業振興課)	被害状況の把握、町への指導、助言
東北町鳥獣被害対策実施隊	上北地区の捕獲等業務の実施
(一社) 青森県猟友会東北町支部	東北地区の捕獲等業務の実施
ゆうき青森農業協同組合	農作物被害状況の把握
十和田おいらせ農業協同組合上北支店	農作物被害状況の把握
小川原湖漁業協同組合	水産物被害状況の把握
中部上北広域事業組合東北消防署(東北地区)	現地の巡回及び周辺町民への注意喚起、役場対応時間外時の防災無線による町民への注意喚起、人的被害時の対応
中部上北広域事業組合上北消防署(上北地区)	
東北町内小・中学校	児童・生徒の安全管理

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣管理保護員	有害鳥獣被害防止活動の監視 有害鳥獣被害防止に関する指導・助言
林野庁 三八上北森林管理署	ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供、林業被害防止対策の助言
東北町森林組合	ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 林業被害の情報提供
上十三地区森林組合	ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 林業被害の情報提供
上北森林組合	ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 林業被害の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

東北町鳥獣被害対策実施隊は、町職員及び上北町猟友会員より選出し、構成する。

別紙1 東北町鳥獣被害対策実施体制図 参照

東北町鳥獣被害対策実施隊の役割

- ・町長が指示する対象鳥獣の捕獲にあたる。
- ・その他、鳥獣による被害軽減のために必要な業務を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係団体と連携を図っていく。

東北町鳥獣被害対策実施隊 体制図（設置時）

**東北町長**



- ・ 中部上北支部上北町猟友会、東北町農林水産課職員から任命又は指名する。
- ・ 狩猟免許を所持している隊員は対象鳥獣捕獲員とする。
- ・ 対象鳥獣の捕獲を指示する。

**東北町鳥獣被害対策実施隊**

隊長 1名  
隊員 23名（隊長・事務局含む）  
事務局 東北町役場農林水産課

**実施隊のおもな役割**

- ・ 被害地域の巡回パトロールの実施と情報収集
- ・ 対象鳥獣の捕獲等の実施
- ・ 被害地域からの追払い活動の実施

※人数は令和5年11月現在